

令和4年第2回三笠市議会定例会

令和4年6月20日（第1日目）

○議事次第（第1号）

- 1 開会宣告
- 2 会議録署名議員の指名
 - 9番 儀 惣 淳 一 氏
 - 10番 谷 津 邦 夫 氏
- 3 会期の決定
令和4年6月20日
令和4年6月24日
5日間
- 4 諸般報告
 - (1) 議会事務報告
 - (2) 教育委員会審議事項報告
 - (3) 一般行政報告
- 5 議 事
- 6 散会宣告

○議事日程

- | | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 諸般報告について（議会事務報告・教育委員会審議事項報告・一般行政報告） |
| 日程第 4 | 令和3年度定期監査及び財政援助団体等に対する監査並びに例月出納検査の実施結果報告について（監報第2号） |
| 日程第 5 | 報告第5号及び報告第6号について |
| 日程第 6 | 報告第7号から報告第10号までについて |
| 日程第 7 | 報告第11号及び報告第12号について |
| 日程第 8 | 報告第13号及び報告第14号について |
| 日程第 9 | 議案第34号から議案第37号までについて |
| 日程第10 | 議案第38号 北海道市町村議員退職手当組合規約の変更に関する協議について |
| 日程第11 | 議案第39号から議案第41号までについて |
| 日程第12 | 議案第42号 動産（歩道ロータリー）の取得について |
| 日程第13 | 議案第43号 土地の取得について |
| 日程第14 | 議案第44号及び議案第45号について |

日程第 1 5 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第 1 5 一般質問

日程第 1 6 議案第 3 4 号から議案第 4 3 号までについて（総合常任委員会付託）

○出席議員（10名）

議長	8番	武田 悌一氏	副議長	7番	谷内 純哉氏
	1番	赤川 征視氏		2番	浅尾 三吉氏
	3番	折笠 弘忠氏		4番	只野 勝利氏
	5番	畠山 幸氏		6番	澤田 益治氏
	9番	儀惣 淳一氏		10番	谷津 邦夫氏

○欠席議員（0名）

○説明員

市長	西城 賢策氏	副市長	右田 敏氏
総務福祉部長兼 総務福祉部参事兼 危機管理室長事務取扱	小田 弘幸氏	選管委員長	枝廣 榮美氏
総務課長	渡辺 俊文氏	デジタル推進課長兼 デジタル推進係長事務取扱	藤井 陽一氏
市民生活課長兼 保険医療係長事務取扱	砂川 了一氏	福祉事務所長	花井 志夫氏
保健福祉課長兼 子育て世代包括支援センター長兼 地域包括支援センター長 地域包括支援係長事務取扱	成田 正文氏	企画財政部長	三好 智幸氏
企画調整課長	萬年 剛至氏	税務財政課長	坂 保徳氏
産業政策推進部長	中原 保氏	農林課長 産業開発課長兼 産業振興係長事務取扱	豊口 哲也氏 音羽 英明氏
商工観光課長	下村 圭氏	建設課長	力弓 晃継氏
建設部長	松本 裕樹氏	教育長	高森 裕司氏
水道課長	大野 彰氏	学校教育課長兼 給食センター所長兼 高校生レストラン統括室長	富宅 達也氏
教育次長	阿部 文靖氏	病院事務局長	高田 進氏
高等学校事務長兼 事務係長事務取扱	杉山 充氏	消防長	田川 善幸氏
総務管理課長	山川 直樹氏	監査委員事務局長	後藤 議徹氏
監査委員	鈴木 信之氏		

○出席事務局職員

議会事務局長 柳谷 忍氏 議会係長 青山初美氏

◎議長（武田悌一氏） 開会前ですが、報道機関から撮影の申出がありましたので、許可しております。

また、議場内は換気を行います、上着を脱ぐなど体調管理を各自よろしく願いいたします。

開会 午前10時00分

◎開 会 宣 告

◎議長（武田悌一氏） ただいまから、令和4年第2回三笠市議会定例会を開会します。

◎開 議 宣 告

◎議長（武田悌一氏） これより、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（武田悌一氏） 日程の1 会議録署名議員の指名についてを議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、9番儀惣議員及び10番谷津議員を指名します。

◎日程第2 会 期 の 決 定

◎議長（武田悌一氏） 日程の2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から6月24日までの5日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認めます。

会期は、5日間と決定しました。

◎日程第3 諸 般 報 告

◎議長（武田悌一氏） 日程の3 諸般報告に入ります。

初めに、議会事務報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、議会事務報告については報告済みとします。

次に、教育委員会審議事項報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、教育委員会審議事項報告については報告済みとします。

最後に、一般行政報告を行います。

市長から報告を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） それでは、行政報告を申し上げます。

まず、報告第1号の市長行動報告についてであります。初めに4月20日、21日の2日間で三笠市石炭地下ガス化事業及びCO₂固定研究事業の推進に対する協力を国会議員、経済産業省、資源エネルギー庁に要請してまいりました。

私からは、昨年12月にNEDOから木質バイオマスと未利用石炭地下ガス化によるCO₂フリー水素サプライチェーン構築に関する調査事業の採択を受け、事業化に向けた本格的な調査が進み始めたこと及び8月に旧炭鉱の坑道跡にCO₂を固定化する研究事業を進めることとお話し、今後も事業を進めるに当たっての支援をお願いしてまいりました。

皆様からは、産炭地の新たな地域活性化策として、三笠市がモデルになることを期待し、支援をしていきたいとの前向きな言葉をいただいていたところでございます。NEDO調査事業の本体事業者である太平洋興発株式会社ほか関係企業とは、着実な事業推進に向け、協力体制を確認したところでございます。

また、石炭地下ガス化の推進に当たって、地方版ふるさと納税をいただいた東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社からは、企業にとってもCO₂の処理が重要な課題であることから、事業の推進に協力していきたいとの発言がございました。私からは、感謝状をお持ちし、寄附に対するお礼を申し上げてまいりました。

次に、6月1日に自由民主党の北海道選出の国会議員と北海道市長会との政策懇談会が行われまして、そちらに出席し、北海道市長会として要請行動を行ってまいりました。

冒頭、北海道市長会会長の山口千歳市長からは、北海道の経済再生、北方の防衛力強化について国会議員の皆様への御理解とお力添えをお願いし、市長会事務局長からは、5月に開催しました北海道市長会総会で決議された地方創生・JR北海道の安定的な経営に向けた支援に関する決議などの重点要請事項等について説明を行い、その後、出席された各国会議員からコメントをいただき、北海道のために一丸となって取り組むとのお話を受けてきたところでございます。

この状況に合わせて医師確保に関する要請行動として、公益社団法人全国自治体病院協議会と公益社団法人地域医療振興協会を訪問し、医師の紹介をお願いしてきたところでございます。

また、あわせて公益財団法人全国市長会館の令和4年度第1回定時理事会に役員として出席し、令和3年度事業の報告等を受けてまいりました。

続きまして、報告第2号の人事発令についてであります。そこに記載してありますとおり、3月31日付で部長職4名、課長職3名、係長職4名が退職し、4月1日付で部長職4名、課長職15名、係長職9名の人事異動の発令を行ったところでございます。

また、5月1日付で医師職1名の採用発令を行ったところでございます。

最後に、報告第3号の市工事についてであります。簡易舗装整備工事ほか5件につきまして、そこに記載してありますとおり入札を行い、それぞれ期限までに完了するよう工事に入っているところでございます。

行政報告につきましては、以上でございます。

◎議長（武田悌一氏） これより、一般行政報告に対する質疑に入ります。

初めに、報告第1号総務福祉部関係について。

谷津議員。

◎10番（谷津邦夫氏） ただいま市長から市長行動につきまして報告いただきましたが、その中で石炭地下ガス化事業に対するCO₂固定研究事業に、それぞれ特に衆参、経産省を含めて前向きな意向を示されているということでありました。

そこで、今回市長にちょっと聞きたいのは、今月に入りまして、脱炭素新戦略というのが政府から出されました。クリーンエネルギー戦略という中間報告であります。その中で、温室効果ガスの排出量を2030年度に13年度比に比べて46%減にしたい、30年度時点で少なくとも年17兆円の投資が必要になるというふうに試算をしたということで、政府が言っています。企業家に向けてです。

そこで、質問の中身は、市長が直接今回、大日本コンサルタントを含めて4か所企業に出向いております。そこで、先ほど東京ガスのほうからいろんな意味で協力してもらって感謝状を贈呈したということですが、ほかの企業も含めてどんな感触か、もう少し聞かせてもらえればと思います。お願いします。

◎議長（武田悌一氏） 市長。

◎市長（西城賢策氏） 今回訪問してまいりましたのは、太平洋興発さん、それから大日本コンサルさん、私どもと一緒にこのチームを組んで申請をさせていただいた相手方でございますので、極めて積極的に、特に大日本コンサルさんあたりは、私ども伺いましたら、すぐに社内広報のメンバーが来まして、写真を撮らせてくれ、またちょっと話を聞かせてくれというようなことがありまして、かなり会社としても大きく期待をいただいているのかなというふうに思っております。

太平洋興発さんとは、社長さんにお会いを申し上げて、今後この事業の推進について力

を合わせていこうという確認をさせていただいております。太平洋興発さんは、今はもう既にCO₂の固定化事業というのは、私どものようなサイズではございませんが、取り組んでいるという面もございまして、このことに関しては相当知見を積み上げていらっしゃるということでもありますので、私どもにとっては強い力になろうかなというふうに思っております。

東京ガスエンジニアリングソリューションズにつきましては、非常にもう会社の幹部がほとんどお集まりいただいたというような感じでございまして、自分たちにとって今後、先ほど申し上げましたように非常にCO₂の処理というのは、これからの時代の要求するところだろうということで、そこはもうしっかり取り組んでいかなければならないという認識でございますので、ここもしっかりと私どもとしては今後手を組んで、今回はあくまでも500万円の御寄附を頂いたわけですが、これからは私どももしっかり連携しながら、東京といっても浜松町駅を降りたところのすぐにある会社でございますし、折に触れて伺うことができるかなと思っておりましたので、そのように対応してまいりたいと思っております。

ただ、国は今、考え方として10年間ぐらいで150兆円ぐらいを投資してやっていきたいということなのですが、実質国が出そうとする真水は20兆円でありますから、あと130兆円は民間に頼るとい部分ですから、そうしますと、年にしますと13兆円ぐらいずつ民間の投資に頼っていくということでもあります。これが今現在、二酸化炭素の対策をすることによって相当効果が大きく企業側にメリットがあるということになると、どんどんおやりになるのだらうと思っておりますが、そこら辺がどのぐらいまで取り進むものかなというふうには思っております。

ただ、私どもに今回結集いただいている、私どもと一緒に申請をいただいた4団体、それに加えて20社ほどの検討委員会のメンバーがおりまして、そこらに参加いただいている方々については、相当強い意志を持ってこれをやり抜きたいということで動いていただいております。また、今後の申請に対して検討していただいているということでもありますので、私どもとしては、現状では相当意を強くして取り進めていけるのではないかなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

◎議長（武田悌一氏） 谷津議員。

◎10番（谷津邦夫氏） 今の報告を聞いて、大変心を強くしております。

先月だったかな、産炭地の議員の協議会がありまして、そのときに三笠の取り組んでいる現状をぜひ報告してくれと。新聞報道されているものですから、そういうことで担当から資料を頂いて、こういうことで直接、いずれ産炭地域には三笠が成功すれば皆さんのそれぞれの地域にも大きな影響を経済的にも及ぼすと思っておりますので、前向きに私どもに力を貸してくださいと、そんなことも含めて申し上げてきました。

それぞれ大変質問がたくさん出まして私のほうも大変苦慮しましたがけれども、いずれに

しても、三笠の取り組んでいること、すごく注目しておりますし、ぜひ将来的なまちづくりの基本として、今後とも私どものまちがモデルとして進めてほしいと思います。特に、企業という大きな経済的な分野にも力を貸してもらい、そのことが今後のこの三笠のまちの生き残りの策だというふうにも思っていますので、今後とも取組を強力的にお願いしたいと思います。

以上、終わります。

◎議長（武田悌一氏） 市長。

◎市長（西城賢策氏） 私どものまちとしては、これをしっかり取り組んでいかなければならない。ほかにも幾つかのプロジェクトを動かしているわけですが、その中でもこれは最たるものですし、基本になるものだというふうに思っておりました。昨年までは残念ながら私が申し上げている4つのプロジェクトのうちの3つだけは動いておりましたけれども、この1つが最終的に本格的に動いていないという状況でございましたけれども、これがようやく4つそろって、全てをリンクさせる形で行政が動き出すということになればよろしいなというふうに思っております。

ただ、現状で言うと、今、構想の概要が認められた、こういうふうに御理解をいただきたいと思います。今後しっかりした基本構想をつくって、これをNEDOに御理解をいただかなければならない。恐らく、これには一、二年はかかっていくのではないかなというふうに思っております。その段階で素直にオーケーをいただければ、これは次の段階、実証化する段階に進む可能性はありますが、そこでもう一度さらに実施計画等を整備しろというような指示が出ないとも限らないなというふうに思っておりますし、さらにこれが進んでオーケーになっても、そこから実証段階に入っていくということだというふうに思っております。今は全ての点でまず実証しなければ何も進められないということですから、まず今年の7月、8月に行われるCO₂の固定化事業、ここをしっかりとクリアする、今そのことに最善を尽くさなければならぬのだろうと思っております。

国や道は、非常に協力的でありまして、好意的であります。そういう点では、今、国がどんなふうに考えているかというのは、私も先日ちょっと考えてみましたけれども、やはり今までの話を総合すれば、いろんなエネルギー資源があるし、水素に限って言っても、水素を満たしていく手法として、海洋における風力あるいは天然ガスを利用してのというようなものがいろいろあるという中で、国はいろんなことを試させている段階というふうに考えておりまして、私どものやることにも期待はしていただいているけれども、これに大きく私どもは甘えるわけにはいかないというような段階なのだろうと思っております。

まず、何より、何度も申し上げますが、実証を成功させること、ここに現在力を尽くして、しっかりと先を見られるような状況をつくらなければならないなというふうに思っております。

以上でございます。ありがとうございました。

（「よろしいです」の声あり）

- ◎議長（武田悌一氏） ほかに、報告1号に関して質疑のある方おられますか。
（「なし」の声あり）
- ◎議長（武田悌一氏） 次に、報告第2号総務福祉部関係について質疑を受けます。
（「なし」の声あり）
- ◎議長（武田悌一氏） 最後に、報告第3号建設部関係について。
（「なし」の声あり）
- ◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、一般行政報告については報告済みとします。
- 以上をもちまして、諸般報告を終わります。

◎日程第4 令和3年度定期監査及び財政援助団体等に対する
監査並びに例月出納検査の実施結果報告について
（監報第2号）

- ◎議長（武田悌一氏） 日程の4 監報第2号令和3年度定期監査及び財政援助団体等に対する監査並びに例月出納検査の実施結果報告についてを議題とします。
- 本報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑を受けます。
- （「なし」の声あり）
- ◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、監報第2号令和3年度定期監査及び財政援助団体等に対する監査並びに例月出納検査の実施結果報告については、報告済みとします。

◎日程第5 報告第5号及び報告第6号について

- ◎議長（武田悌一氏） 日程の5 報告第5号及び報告第6号についてを一括議題とします。
- 本報告については、議会運営委員会及び常任委員会の所管事項調査であり、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑を受けます。
- （「なし」の声あり）
- ◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、質疑を終了し、報告第5号及び報告第6号については、報告済みとします。

◎日程第6 報告第7号から報告第10号までについて

- ◎議長（武田悌一氏） 日程の6 報告第7号から報告第10号までについてを一括議題

とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

(市長西城賢策氏 登壇)

◎市長(西城賢策氏) 報告第7号から報告第10号まで、一括して提案説明申し上げます。

最初に、報告第7号三笠市個人情報保護条例の一部を改正する条例の専決処分についてありますが、今回の専決処分は、デジタル社会の形成に関する施策を実施するため、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」が「個人情報の保護に関する法律」へ統合されることに伴い、引用条項に移行が生じることから、必要な改正を行ったものであります。

改正の内容は、条例の定義に引用している「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」と「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」を「個人情報の保護に関する法律」に改めるものであります。

施行期日は、令和4年4月1日ではありますが、議会の委任による専決処分事項の指定について第4項の規定により、令和4年3月31日に専決処分を行ったものであります。

次に、報告第8号三笠市税条例等の一部を改正する条例の専決処分についてありますが、今回の専決処分は、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、必要な改正を行ったものであります。

今回の改正は、個人の市民税に関する住宅ローン控除の延長や固定資産税に関する省エネルギー改修を行った住宅に係る減額措置の見直しなどであり、令和4年4月1日からの賦課に適用する必要があるため、令和4年3月31日に専決処分を行ったものであります。

次に、報告第9号令和3年度三笠市一般会計補正予算(第11回)の専決処分についてありますが、今回の補正は、既定予算額112億4,601万1,000円に6,901万7,000円を追加し、予算の総額を113億1,502万8,000円としたものであります。

内訳については、ふるさと納税寄附金の増加に伴う基金積立金及び返礼品等の関連経費を措置するとともに、地球温暖化対策実行計画策定事業に係る国の補助不採択による事業の取りやめに伴う予算の整理を行ったものであり、諸般の事情から令和4年3月30日に専決処分を行ったものであります。

最後に、報告第10号令和3年度三笠市一般会計補正予算(第12回)の専決処分についてありますが、今回の補正は、令和3年度における歳入歳出の最終的な整理のため、既定予算額113億1,502万8,000円に6億5,650万円を追加し、予算の総額を119億7,152万8,000円としたものであります。

内訳については、国への働きかけにより特別交付税が増額決定となったことなどから、

予算の整理を行うものであり、諸般の事情から令和4年3月31日に専決処分を行ったものであります。

報告第8号から報告第10号については、いずれも本来であれば議会提案すべきところではありますが、その機会がないとの判断から、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行ったものであります。

以上、一括して報告といたしますので、御承認くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） これより、報告第7号から報告第10号までについて、一括して質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

報告第7号三笠市個人情報保護条例の一部を改正する条例の専決処分については、報告済みとします。

これより、討論、採決に入ります。

報告第8号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

続いて、採決を行います。

報告第8号について、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認めます。

報告第8号三笠市税条例等の一部を改正する条例の専決処分については、承認することに決定しました。

次に、報告第9号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

続いて、採決を行います。

報告第9号について、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認めます。

報告第9号令和3年度三笠市一般会計補正予算（第11回）の専決処分については、承認することに決定しました。

最後に、報告第10号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

続いて、採決を行います。

報告第10号について、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認めます。

報告第10号令和3年度三笠市一般会計補正予算(第12回)の専決処分については、承認することに決定しました。

◎日程第7 報告第11号及び報告第12号について

◎議長(武田悌一氏) 日程の7 報告第11号及び報告第12号についてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

(市長西城賢策氏 登壇)

◎市長(西城賢策氏) 報告第11号及び報告第12号について、一括して提案説明申し上げます。

最初に、報告第11号令和3年度三笠市一般会計繰越明許費繰越計算書についてですが、今回の報告は、令和3年度補正予算で議決を受けている「社会保障・税番号制度システム改修事業費」「子育て世帯等臨時特別支援事業費」「保育士等処遇改善臨時特例事業費」「新型コロナウイルスワクチン追加接種事業費」及び「学校保健特別対策事業費」に係る繰越明許費について、それぞれの事業に要する歳出予算の経費を令和4年度に繰越しましたので、その繰越額及び財源内訳を明らかにするため、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

次に、報告第12号令和3年度市立三笠総合病院事業会計予算繰越計算書についてですが、今回の報告は、令和3年度当初予算で議決を受けた医療用機械器具整備事業について、電子カルテの整備に要する歳出予算の経費を令和4年度に繰越しましたので、その繰越額及び財源内訳を明らかにするため、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものであります。

以上、報告第11号及び報告第12号について一括報告といたしますので、御理解くださいますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長(武田悌一氏) これより、報告第11号及び報告第12号について、一括して質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 質疑ないようですから、質疑を終了し、報告第11号及び報告第12号については報告済みとします。

◎日程第8 報告第13号及び報告第14号について

◎議長（武田悌一氏） 日程の8 報告第13号及び報告第14号についてを一括議題とします。

本報告については、市の出資等による法人の経営状況説明であり、文書記載のとおりでありますので、口頭説明を省略し、直ちに質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、質疑を終了し、報告第13号及び報告第14号については、報告済みとします。

◎日程第9 議案第34号から議案第37号までについて

◎議長（武田悌一氏） 日程の9 議案第34号から議案第37号までについてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 議案第34号から議案第37号まで、一括して提案説明申し上げます。

最初に、議案第34号三笠市議会議員及び三笠市長選挙の選挙運動公費負担条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、公職選挙法施行令の一部改正により、国政選挙に係る公費負担の限度額が引き上げられたことに伴い、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、選挙運動用自動車の借入費用などの公費負担限度額を国政選挙に準じ、改定するものであります。

施行期日は、令和4年7月1日であります。

次に、議案第35号三笠市民会館設置条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、公共施設の公用使用における使用料の納入方法について、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、施設の使用料について、国または地方公共団体が使用する場合は公金振替を行うことができるよう規定し、三笠市民会館設置条例ほか4条例を一括して整備するものであります。

施行期日は、令和4年7月1日であります。

次に、議案第36号三笠市水道事業設置等条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、桂沢水道企業団事業の設置等に関する条例の一部改正に伴

い、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、給水人口及び1日最大給水量の改定を行うものであります。

施行期日は、令和4年7月1日であります。

最後に、議案第37号三笠市下水道事業設置等条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、下水道の予定処理区域等の事業計画の規定について必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、下水道の予定処理区域等の事業計画を、下水道法第4条第1項に定める事業計画とする規定の整理を行うものであります。

施行期日は、令和4年7月1日であります。

以上、議案第34号から議案第37号について一括して提案説明といたしますので、御審議くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） お諮りします。

議事の都合により、議案第34号から議案第37号までについての質疑を保留し、一般質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

**◎日程第10 議案第38号 北海道市町村職員退職手当組合
規約の変更に関する協議について**

◎議長（武田悌一氏） 日程の10 議案第38号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 議案第38号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について、提案説明申し上げます。

この協議は、上川中部福祉事務組合の加入に伴い、北海道市町村職員退職手当組合規約の一部変更が必要となることから、地方自治法第286条第1項の規定により、同組合を組織する市町村への協議があり、賛同すべきものと判断したため、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案説明といたしますので、御審議くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） お諮りします。

議事の都合により、議案第38号についての質疑を保留し、一般質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認め、そのように決定しました。

◎日程第11 議案第39号から議案第41号までについて

◎議長(武田悌一氏) 日程の11 議案第39号から議案第41号までについてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

(市長西城賢策氏 登壇)

◎市長(西城賢策氏) 議案第39号から議案第41号について、一括して提案説明申し上げます。

最初に、議案第39号令和4年度三笠市一般会計補正予算(第2回)についてですが、今回の補正は、既定予算額102億9,418万6,000円に6億6,879万5,000円を追加し、予算の総額を109億6,298万1,000円とするものであります。

まず、歳出であります。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業、地域再エネ導入戦略策定事業など、総務費から教育費までの6款において必要な経費を措置するものであります。

財源については、地方創生臨時交付金に係る特定財源などを計上するものであります。

次に、議案第40号令和4年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算(第2回)についてですが、今回の補正は、既定予算額11億6,336万2,000円に69万円を追加し、予算の総額を11億6,405万2,000円とするものであります。

まず、歳出であります。新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等の傷病手当金及び未就学児の均等割保険料軽減に伴うシステム改修費用を追加するものであります。

一方、歳入については、歳出の傷病手当金、システム改修費用の特定財源を措置するほか、保険料減免に伴う必要な財源を措置するものであります。

最後に、議案第41号令和4年度市立三笠総合病院事業会計補正予算(第2回)についてですが、今回の補正は、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度」を活用し、一般会計からの繰入金を措置するものであります。

まず、収益的収入では、医業外収益において補助金として49万3,000円を増額するものであります。

次に、資本的収入については、出資金として357万円を増額するとともに、企業債を350万円減額するものであります。

以上、議案第39号から議案第41号について一括して提案説明といたしますので、御

審議くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） お諮りします。

議事の都合により、議案第39号から議案第41号までについての質疑を保留し、一般質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

◎日程第12 議案第42号動産（歩道ロータリー）の取得について

◎議長（武田悌一氏） 日程の12 議案第42号動産（歩道ロータリー）の取得についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 議案第42号動産の取得について、提案説明申し上げます。

今回、取得する動産は、歩道ロータリーであり、5月27日の指名競争入札により落札者が決定し、仮契約を締結したものであります。

取得金額は2,302万3,000円で、納入業者は札幌機工整備株式会社であります。

以上、予定価格が2,000万円以上の動産となりますので、三笠市議会の議決に付す契約及び財産の取得又は処分条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案説明といたしますので、御審議くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） お諮りします。

議事の都合により、議案第42号についての質疑を保留し、一般質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

◎日程第13 議案第43号 土地の取得について

◎議長（武田悌一氏） 日程の13 議案第43号土地の取得についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 議案第43号土地の取得について、提案説明申し上げます。

今回、取得する土地は、三笠市土地開発公社所有の土地であり、土地開発公社の経営の健全化を図るため取得するものであります。

取得する土地の所在は、三笠市柏町466番7ほか50筆、面積は14万8,774.12平方メートル、取得価格は総額3億3,887万8,049円であります。

予定価格が2,000万円以上、面積が5,000平方メートル以上の不動産の取得となりますことから、三笠市議会の議決に付す契約及び財産の取得又は処分条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案説明といたしますので、御審議くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） お諮りします。

議事の都合により、議案第43号についての質疑を保留し、一般質問終了後に行うことにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

◎日程第14 議案第44号及び議案第45号について

◎議長（武田悌一氏） 日程の14 議案第44号及び議案第45号についてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 議案第44号及び議案第45号の三笠市職員懲戒審査委員会委員の選任について、一括して提案説明申し上げます。

令和4年4月1日付の人事異動に伴い、三笠市職員懲戒審査委員会委員として、市の職員から選任していた金子満委員及び藤井陽一委員の後任者として、小田弘幸氏及び渡辺俊文氏を選任するため、地方自治法施行規程第16条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

略歴につきましては記載のとおりであり、三笠市職員懲戒審査委員会委員として適任と考えますので、御同意くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） お諮りします。

本案について、質疑、討論を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認め、質疑、討論を省略することに決定しました。

議案第44号及び議案第45号の三笠市職員懲戒審査委員会委員の選任について、お諮

りします

初めに、議案第44号について、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認めます。

次に、議案第45号について、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認めます。

以上、議案第44号及び議案第45号の三笠市職員懲戒審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

◎日程第15 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

◎議長(武田悌一氏) 日程の15 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。市長。

(市長西城賢策氏 登壇)

◎市長(西城賢策氏) 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について、提案説明申し上げます。

法務大臣から委嘱されています人権擁護委員山本美知子氏の令和4年9月30日付任期満了に伴う後任候補者について、引き続き同氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

略歴等につきましては記載のとおりであり、人格、見識等から人権擁護委員として適任であると考えますので、御答申くださいますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長(武田悌一氏) これより、質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 質疑ないようですから、質疑を終了します。

お諮りします。

本案については、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

本案については、推薦に可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認めます。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、可と答申することに決定しました。

◎日程第16 一般質問

◎議長（武田悌一氏） 日程の16 一般質問を行います。

一般質問については、浅尾議員ほか1名からの通告がありますので、通告順により、順次質問を許可します。

2番浅尾議員、登壇願います。

（2番浅尾三吉氏 登壇）

◎2番（浅尾三吉氏） 令和4年第2回定例会一般質問の通告に従いまして質問いたします。

新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金について質問いたします。

この臨時交付金については、令和2年4月20日閣議決定を1回と数えるなら、今年の令和4年4月26日、原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議決定が4回目になります。特に、この4回目の臨時交付金の予算は、どのぐらいになるかお聞きいたします。

また、交付金の目的については、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等により地方創生を図るとあります。対象事業も、今まで行ってきた事業を含め、幅広く例示されております。そこで、三笠市のこの目的に応じた使い方について、どのように考えているかお聞きいたします。

次に、産後ケア事業についてお伺いいたします。

産後ケア事業についての関係法律は、令和元年12月1日施行の成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律と、その後施行された母子保健法の一部を改正する法律があります。

産後ケア事業の目的につきましては、そのまま法律名にもなっておりますけれども、妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するためであります。また、母子保健法の一部を改正する法律の改正の趣旨を抜粋すると、「産前産後の母親の育児不安やうつ状態が、子どもの虐待の誘因になることも指摘されており」「母親の身体的回復や心理的な安定を促進するとともに、母子の愛着形成を促し」等とあります。分かりやすく言うと、切れ目なく母子の愛着形成を促し、健やかに生活できるよう支援する事業が産後ケア事業だと捉えることができます。

そこで、三笠市の産後ケア事業の現状について、どのようになっているかお聞きいたします。

また、産後のお母さんが安心して子育てできるように、市としてどのようなサポート事業を行っているのかお聞きいたします。

さらに、今後において推進していくことについてお聞きいたします。

次に、マイナンバーカードについてです。

6月30日からマイナンバーカードに健康保険証利用申込みをした方や公金受け取り用の預貯金口座を登録すると、それぞれ7,500円分のポイントが付与されます。このほかにもまだ新規作成時の5,000円分のポイント第1弾をまだ取得していない方、それから上限の5,000円まで取得できていない方も今年の9月まで申請すればポイントがもらえるということです。物価高騰の対策として非常に有効であります。

また、今朝の北海道新聞には、マイナンバーカードの普及率に応じて地方交付税の算定に差をつける方針ということを明らかにしたと出ておりました。ぜひこの機会に市民全員がポイントを取得できれば、三笠の経済活性化にも大きく貢献できると思います。

そこで、マイナンバーカードの三笠市の普及率は何度か聞いておりますけれども、現状の取組についてお聞きいたします。

また、マイナンバーカードの普及促進のための取組についてお聞きします。

以上、よろしくお聞きいたします。

◎議長（武田悌一氏） それでは、初めに新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金について答弁願います。

企画財政部長。

◎企画財政部長（三好智幸氏） それでは、臨時交付金の国からの交付金の予算配分につきまして、答弁させていただきます。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止とともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図るため、先ほども議員おっしゃったとおり、令和2年4月7日に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」、それから令和2年12月8日に閣議決定されました「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」、さらに令和3年11月19日に閣議決定されました「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」への対応としまして、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう創設されたところでございます。これらに基づく交付金につきましては、コロナ対応のための取組である限り、原則としまして、地方公共団体が自由に活用できる交付金となっております。令和2年度から本年度当初予算までに配分されました交付金額につきましては約7億4,200万円であります。

先ほど御質問にあったとおり、本年4月28日にはコロナ禍における原油価格・物価高騰対応分としまして創設されまして、国から約7,200万円の配分が示されたところでございます。これらにつきましては、その都度、議員の皆様にご報告をさせていただいているところでございます。

これら全ての配分額の合計額につきましては約8億1,400万円となり、本定例会前の予算充当済額につきましては約6億4,700万円で、感染拡大防止対策や経済対策など、今まで101の事業に活用し、留保額は約1億6,700万円となっております。

この留保額を活用しまして、本定例会におきましては、書かない窓口の導入、それから消防隊感染症対策事業などを提案させていただいているほか、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分としまして、特別福祉生活支援給付金給付事業、さらに生活者支援プレミアム商品券発行事業を提案させていただいているところでございます。

以上でございます。

◎議長（武田悌一氏） 浅尾議員。

◎2番（浅尾三吉氏） 報道で話題になりました水道代の基本料金の免除とか給食費の補助なんかについては入っていませんけれども、どうしてそれが入っていないのかなということでごちゃっとお聞きします。

◎議長（武田悌一氏） 建設部長。

◎建設部長（松本裕樹氏） まず、水道料金につきましては、電気代の値上げにより動力費が上昇しております。また、公共工事の資材単価の高騰によりまして水道工事、また修繕工事が上昇しておりますが、中長期の更新需要と、あと財政収支を見据え料金を設定しております。徹底的に支出を抑え、ぎりぎりのところで現在経営を維持しておりますので、今回、物価高騰に伴いまして市民への負担というところは求めておりませんので、水道料金に充てるというような考えはございません。

◎議長（武田悌一氏） 教育次長。

◎教育次長（阿部文靖氏） 御質問の給食費についてでございますけれども、現在、食材等の高騰によりまして、学校給食の運営に当たりましては大変苦慮しているところでございますけれども、現段階で保護者負担に変更を生じていないということがありますので、庁内協議の上、今回は支援を見送らせていただいたということになっております。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 浅尾議員。

◎2番（浅尾三吉氏） 今まで101の事業をやって、大変タイムリーでなかなかいい対策を私はしていると思います。

残った予算額、今のところ1億円何ぼと言ったのは、これは現在残っているということでしたか。

◎議長（武田悌一氏） 企画財政部長。

◎企画財政部長（三好智幸氏） 6月後の留保額につきましては、4,650万円ほど留保額がございます。1億円何ぼと言ったのは、今回の定例会前の留保額となっております。

（「分かりました」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 浅尾議員。

◎2番（浅尾三吉氏） まだ4,000万円ほど残っているということなので、ちょっとほかの使い道ということでどうなのかなということですが、農業関係については、ロシアのウクライナ侵略に伴って小麦をはじめとして農産物が輸入されずに、値上がりし

ております。また、肥料とか飼料も、それからガソリン、軽油など、燃油も高騰しております。食料基地、北海道の一翼を担う三笠、この三笠の農業を支えるためにも、農業関係にも支援が必要ではないかなと私は思っているのですけれども、この臨時交付金の例示された事業の中にも農業関係の事業が示されております。このことについて、これからの対応についてどうでしょうか。

◎議長（武田悌一氏） 産業政策推進部長。

◎産業政策推進部長（中原 保氏） 議員おっしゃるとおり、農業のほうにも影響が出ております。

今、原油価格の高騰の影響としまして、やはりトラクターの軽油代の値上げ、それからビニール資材の値上げが進んでおりまして、加えまして、やっぱりロシア、ウクライナの影響で原料が、多く輸入している化学肥料、肥料が一番今問題かなとは思っているのですけれども、報道で出ているように、価格改定で対前年比で平均78.5%という大幅な値上げがあるというような発表もございます。肥料については、やはり去年も10%ほど値上げしているとか、2年連続上がっておりまして、今、かつてないほどの価格高騰という事態でございます。

国の支援としましても、今いろいろ検討に入っていますが、要は肥料を作るもとに、今、国は先に入れたのですけれども、今月の頭に農家直接支援も検討したいという記事も載っていました。まだそれが中身はちょっと出てきてはいないのですけれども、その一方で、やはり原料の調達先を今ロシアだとか、そっちのほうからほかの国に切り替えることで対応しようというのもございます。

北海道、先般、議会あったのですけれども、農家の肥料購入費に対して1トン当たり3,125円という補助をしますよと。これがこれから下りてくるのかなというふうに思います。

市も、農業団体の御意見をもう相当前から協議しておりまして、近隣市だとか、農協等も、今、連携を図りながら、やっぱりどう対応していくかという部分も協議中でございます。今後どうやればいいのか、必要な支援策をどうすればいいかというのを検討中でございますので、その辺しかるべき時期に御提案させていただくような形で検討に入りたいなというふうに考えております。

◎議長（武田悌一氏） 浅尾議員。

◎2番（浅尾三吉氏） 分かりました。ぜひその方向でよろしくお願いします。

次、お願いします。

◎議長（武田悌一氏） 次に、産後ケア事業について答弁願います。

総務福祉部長。

◎総務福祉部長（小田弘幸氏） それでは、私のほうから、三笠市の産後ケア事業の現状と今後の事業の推進につきまして回答させていただきます。

産後ケア事業につきましては、平成29年8月に厚生労働省が当該事業を公表し、令和

元年12月、改正母子保健法が公布され、市町村の努力義務となり、国としましては令和6年度末までに全国展開を目指すこととされております。

事業内容につきましては、出産後から1年を経過していない期間、母親の身体的な回復のための支援、授乳の指導及び乳房のケアなど、産後の心身のケアや育児サポートを行うもので、具体的には宿泊型ショートステイですとか通所型デイサービス、それと訪問型を行う事業で、利用の際につきましては、料金を支払ってサービスを使用するものでございます。

実施体制としましては、助産師、保健師、看護師を1名以上置くこと、特に生後4か月までの時期につきましては、産後直後の母親や新生児に対する専門的ケア、乳房ケアを行うことから、原則助産師を中心としました実施体制での対応とすることになっております。

事業の詳細としましては、宿泊型ショートステイにつきましては、利用期間が1年間で原則7日以内、分割で利用も可能で、実施するときについては1名以上の助産師等の看護職を24時間体制で配置することとなっております。

実施場所としましては、産婦人科を設置している病院、もしくは病床を有する診療所におきまして本来業務に支障のない範囲で空きベッドを活用して行うか、または入所施設を有する助産所で行うこととなっております。また、それ以外で行う場合につきましては、居室、カウンセリングを行う部屋や乳児の保育を行う部屋、その他事業の実施に必要な設備を有する施設となっております。

次に、通所型デイサービスにつきましては、これまた個別型と集団型に分かれておまして、個別型としましては、実施場所として宿泊型ショートステイと同じく産婦人科を設置している病院や診療所、助産所となっております。集団型につきましては、集団で保健指導をすることにより母親同士が不安や悩みを共有することで仲間づくりにもつながるという意図もございまして、実施場所としては、病院、診療所、助産所等の多目的室などや保健センター等の空き室となっております。

次に、訪問型につきましては、利用者と日時を調整し、利用者の居宅を訪問して保健指導、ケアを行って、実務担当者としては、助産師等の看護師職のほか、利用者の相談内容によっては、保育士、管理栄養士、心理に関して知識のある者が実施するというふうになっております。

本市におきましては、現在、産後ケア事業を実施しておりませんが、現在の産前産後を含めた出産や子育てに関する支援としましては、保健師が行っている母子保健事業及び地域子ども・子育て支援事業によります妊娠届出時の母子手帳発行をはじめ、新生児訪問事業及び乳児家庭全戸訪問事業ですとか、妊婦保健指導事業、子育てサロン事業、乳幼児健康相談事業、健診事業などで相談体制を確立した中で、保健師と妊産婦との顔の見える関係性を構築し、安心して産み育てる環境に努めているほか、分娩施設におきましても一定期間は受診相談できる環境もございまして、産前産後を含めた出産や子育てに関する支援

を行っている状況です。

また、今年の4月からは、まだ始まったばかりですけれども、子育て世代包括支援センターを設置し、主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握した中で、妊娠、出産、子育てに関する各種相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定ですとか、地域の保健医療または福祉に関する機関との連絡調整を行って、母子保健施策と子育て支援施策の一体的な提供を通じまして、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を、今、進めているところであります。

参考までに、他の自治体の産後ケア事業の状況を申し上げますと、空知管内の市の状況になりますが、10市中、産後ケア事業を実施している自治体が4自治体、内訳としましては、宿泊型のショートステイが夕張市の1自治体、通所型デイサービスと訪問型につきましては、岩見沢市、夕張市、美唄市、深川市の4自治体となっております、宿泊型ショートステイについては1自治体と、極めて少ない状況となっております。

他の自治体も宿泊型を実施できない理由といたしましては、先ほども申し上げましたけれども、産婦人科を設置している病院もしくは病床を有する診療所におきまして、本来業務に支障のない範囲で空きベッドを活用して行うか、または入所施設を有する施設を助産所で行うこととなっておりますので、この辺がどこの自治体でも実施ができない要因となっているというふうに推測はされます。実際に、産婦人科を設置している病院ですとか、助産所がある自治体も限られておりまして、また、あったとしても、現在、産婦人科を設置している病院が少ない中、空きベッドを有する病院となりますと、この事業を受けていただける設置者がいないのではないかと推察をされております。

唯一管内で宿泊型を実施している夕張市に事業の実施状況を確認しましたところ、夕張市自体、宿泊型を実施できる施設がないために、民間の会社に委託をしております、江別市の助産所で事業を実施しているという状況で、令和3年度から事業を開始しておりますけれども、現在のところ利用者についてはいないというふうに伺っております。

ショートステイを実施している管外の自治体、ほかに数件にも確認しましたがけれども、利用者につきましては、あまり利用実態がない状況というふうにお伺いをしているという状況です。

このような状況を踏まえた中で、今後、検討いたしまして、状況が整えば、実施できる事業から実施をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 浅尾議員。

◎2番（浅尾三吉氏） 産後ケア事業に三笠市は取り組むということによろしいですね。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（小田弘幸氏） 今後、検討した中で、周りの自治体の状況等を踏まえた中で、状況が整っていけば実施できる事業からやっていきたいと、取組をしていきたいというふうに思っております。

◎議長（武田悌一氏） 浅尾議員。

◎2番（浅尾三吉氏） 国がこのようにわざわざ法律をつくって、今述べられたように令和6年6月まで努力として全国展開しなさいということで法律ができたわけですが、今言った背景は、最初に私が言ったとおり、切れ目なくというところなのですね。今、利用者が少ないようなことも話していましたが、利用者が少ないからではなくて、逆に、うちの三笠市の私が相談を受けた方も、あまりそういうことは、とにかく伝統的に母親と子供だけで子育てするというのがある程度身にしみて、生まれてきた後、家の中で子供と母親だけで約30日間を過ごすという、ここが非常に、ここに手を打っていかねば駄目だということで、今回の法律ができたのだと私は思っています。

そういうことを鑑みて、逆に三笠市は年間40人ぐらいの出産率だと思うので、手を尽くしてやっていけると思っていますので、ぜひ産後ケア事業にはもっと前向きに取り組んでもらいたいなと。利用者が少ないからではなくて、利用者を利用させるような方向でつくっていただきたいというのが今回の大きな趣旨なのです、私の。ほかのたくさんの、今、空知の実態をちょっと私も調べてみたのですけれども、ほかのところも似たような感じで、とても相談しにくいというか、問題がないと行けないような感じになっていますけれども、そうではなくて、自分が子育てしにくくて問題を持てるような母親ならどこでも行くと思うのですけれども、なかなかそれを知らないうちに鬱になったり、やってしまうというところに国も支援が必要だということで、ちょうど生まれて産院から家に帰ってきて、親子2人だけで夜も寝ないで授乳したり何したり、ここが一番親子のケアが必要な部分だということでこの法律ができたと思うので、その辺を鑑みて、ぜひ前向きに、三笠市は逆に人数が少ないから手当てがうまく届きそうだと思いますので、いい子育ての産後ケア事業をやってもらいたいと思いますけれども、その考えどうでしょうか。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（小田弘幸氏） 私のほうから人数が少ないという、そこは各市の実態の話を見せていただいたということで、人数が少ないからやらないとか、そういうことではなく、実態をお話しさせていただいたということで、御理解のほうをお願いしたいというふうに思っております。

あと、産後ケア事業、いろいろと産後直後のそういったケアする事業という形になっておりますけれども、私どもといたしましては、当然妊娠したときから保健師を通じていろいろと相談業務をやっているということで、あと例えばちょっと問題のあるようなお母さんと申しますか、そういった悩みを抱えているお母さんにつきましては、出産した段階で病院と保健師のほうでいろいろと連携を取りまして、出産直後、退院した段階で保健師が直接自宅に参っていろいろと話をお伺いしたりですとか、例えばそういったケアプランを立てたりだとか、そういうこともやっておりますし、これにつきましては、乳児の家庭全戸訪問事業という形の中で、必ず2か月以内には保健師のほうで相談をしているという状況です。

あと、子育てサロン事業としては、生後2か月から8か月の親子と妊婦を対象とした離乳食教室ですとか、例えば、あと子育て環境を充実させるために生後5か月から1歳未満の親子を対象としたベビーヨガですとか、それと保護者間ネットワークづくりですとか、今でもそういったもろもろの事業をやっているという形の中で、今、浅尾議員がおっしゃいました産後ケア事業につきましても、その辺本当できるところから、先ほど申しましたように、ショートステイの場合はどうしてもそういった施設がなかなか困難な部分があるものですから、その辺を見据えながら、できるところからやっぱり検討した中で考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

◎議長（武田悌一氏） 浅尾議員。

◎2番（浅尾三吉氏） ちょっとお聞きしたいのですけれども、産前の取組からやっているということはよく分かっているのだけれども、産前の健診というのは、何か今言ったようなことで、大体どのぐらいの方が参加しているかちょっと教えていただきたいのだけれども。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（小田弘幸氏） 令和3年度の健診の実績といたしまして、妊婦健診が39人いましたけれども、全員が妊婦健診を受診している。それと、あと4か月の健診につきましても、31人中31人と。6か月健診につきましても37人中37人と。あと1歳6か月健診につきましても、28人中28人。3歳児健診につきましても45分の45ということで、対象者全員が現在受診をしているという状況でございます。

◎議長（武田悌一氏） 浅尾議員。

◎2番（浅尾三吉氏） ほぼ全員ということで、いい感じかなと思うのですけれども、今言ったとおり、産後にすぐ訪問すると思うのですけれども、そちらのほうどうでしょうか。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（小田弘幸氏） 産後の訪問につきましても、出生届出されて、その方全員について訪問をしている状況でございます。

◎議長（武田悌一氏） 浅尾議員。

◎2番（浅尾三吉氏） かなり手厚くできているなと思いますので少し安心しましたけれども、今言った産後ケア事業というのは、特に産後から30日とか、それ以降もそうなのだけれども、特にその間が親子だけで悩んでいるという部分があります。本人が気づかなくても、そういうところで鬱になったりとかということもありますので、ぜひその中にも、学校教育では赤ちゃん学とか赤ちゃんの育て方とかは勉強しません。それから、産後鬱とか、そういうことも勉強しませんので、ぜひそういう産後鬱、赤ちゃんの育て方みたいな指導もきっと保健師ではやると思いますので、その辺もしっかり組み入れた何か産後ケア事業というのを取り入れて、そして今ほぼ100%来るということなので、ぜひ10

0%、産後ケア事業の趣旨を生かして、相談する場所があるのだとか行く場所があるのだというようなことを自然に妊婦の方には教えていただくとともに、パートナーというか、夫婦で来てもらうとかというような産後ケア事業、きちっとしたものをまたつくってもらって、切れ目ないというところが、今回の法律の一番大事なところだと思います。そこが30日間とか二十何日間で切れているところでいろんな問題の発生が出ているのではないかという反省の下の法律だと思いますので、ぜひ生まれた後、母子、何回も繰り返すようですけれども、その間のことをケアできるような、そういうところをやっていただければと思います。

特に、今おっしゃったとおり、ホテルというか、宿泊型というのは大変難しい部分がありますけれども、本当に産後ケア体制が進んでいるところについては、そういうところも利用している方が半分以上ということで、それだけニーズがあると思います。

それから、妊婦の方とかは、まだ気づかない部分もあつたりします。幸いというか、三笠市に住む子育て世代の親たち、何人かしか私も知りませんが、子育て支援が手厚いという高い評価は得ております。三笠市が日本で一番切れ目なく母子とその家族が健やかに生活できるように支援する産後ケア事業にしていただければなと思っておりますので、ぜひそういう面で積極的な産後ケア事業にしていただければと思います。よろしくお願ひします。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（小田弘幸氏） やはり生まれてすぐのそういった悩みという形の中で、私たちの保健師、必ず妊婦のときからそういった方たちと関わりがございますので、そういった部分含めて生まれる前から信頼関係を築いた中で、生まれてからもいつでも相談乗っていただけるように、もし悩んだら相談をしてくださいということを含めて、保健師等々でそういった対策を含めてやっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

◎議長（武田悌一氏） 浅尾議員。

◎2番（浅尾三吉氏） それとともに、私も近くのやつを見たら、産後ケア事業に対する大変魅力的なチラシが出ておりますので、もしそういうことが確立しましたら、またそういう啓発というか、市民に対して、それから子育てする環境にいる方に対しても啓発をする意味でも、何か分かりやすい、そういうものも出していただければと思います。よろしくお願ひします。

◎議長（武田悌一氏） 最後に、マイナンバーカードについて答弁願ひます。

総務福祉部長。

◎総務福祉部長（小田弘幸氏） それでは、マイナンバーカードの普及率、それと現状の取組について、それと今後の取組についてということで回答させていただきます。

まず、普及率につきましては、ちょっと私ども5月1日段階で調べた分があるものから、その状況から申しますと、マイナンバーカードの取得率は5月1日現在で41.

7%、これが6月1日段階で今日の報道によりますと42.18%で、北海道平均で5月1日で40.6%が6月段階で41.5%ということで、全国平均につきましては、5月1日段階で44%が6月1日段階で44.7%ということで、北海道平均は私どものほうが若干上回っておりまして、5月1日段階で申しますと道内179市町村中29位の取得数になっている状況でございます。

普及につきましては、国は、DX推進計画の重点取組事項といたしましてマイナンバーカードの普及促進を掲げ、令和4年度末につきましてはほぼ全国民にマイナンバーカードが行き渡ることを目指しまして、普及を強力に推進しております。

このため、三笠市におきましても、令和2年度と昨年度に各地区のコミュニティサポート事業に合わせた各地区市民センターなどを回って出張申請受付を実施したほか、昨年度につきましては、小中学生への普及啓発グッズの配布や、お勤めされている方など市役所の開庁時間にお越しいただくことが困難な方を対象に、毎週木曜日にマイナンバー関係の窓口を午後7時まで延長する対応を行っております。

また、利便性の向上を目指しまして、マイナンバーカードを図書貸出券として利用できるサービスを開始し、広報みかさ6月号でお知らせをしたところでございます。

マイナポイントにつきましては、仕組みが少々複雑でございますので、申請時や受け取り時に職員が案内しているほか、希望に応じる形で随時サポートを行っている状況です。

令和4年度の普及促進の取組といたしましては、7月に実施するふれあい健康センターでの集団健診に合わせ、健康保険と関連のある事業ということもございまして、出張申請受付を予定しているほか、申請希望者が複数人、これは今のところ5人以上ということを考えておりますけれども、そういったことを条件に会社や団体などを問わずに友人同士での集まりを含めて出張申請受付を考えているほか、今スマホ講習をやっておりますけれども、スマホ講習の修了後の実施ですとか、受入先の許可が得られるのであれば年金支給日に金融機関への出張申請受付ですとか、それ以前から実施しております各地区のコミュニティサポート事業に合わせた出張申請の受付、三笠高校や、申請を希望する福祉施設などの施設ですとか、企業に対する出張申請受付などの申請の機会を増やして普及を図ってまいりたいと考えております。

マイナポイントにつきましては、先ほどおっしゃったように、6月30日から健康保険証と公金受取口座を登録した上で、電子マネーなどへのポイント付与を申請することによりまして、それぞれ7,500ポイントが付与されます。これに加え、マイナンバーカードをこれから作成する方や作成をした方でまだ5,000ポイント分を受け取っていない方であれば、別途手続をすることで5,000ポイントまで受け取ることができ、市民1人につきまして最大2万ポイントを受け取るということになっております。このポイントをもらうためには、今年の9月末までにマイナンバーカードの申請を済ませておく必要がございまして、その上でポイントの申込みを来年2月末まで行うことが条件となっております。そのため、現在マイナンバーカードを作成するための申請受付を9月中に完了でき

るよう調整をしていきたいと考えているほか、2月末までのポイントの申込みにつきましても、出張申請受付で対応できる調整をしていきたいと考えております。

なお、今後の出張申請受付ですとか、マイナポイントの情報につきましては、引き続き広報やホームページでの周知や町内会への回覧、あと福祉施設や主立った企業への訪問により周知を図るとともに、出生の届出等に来られる親に対しましても、現在でも実施しておりますけれども、マイナンバーカード取得について案内をしていくなど、普及促進に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

◎議長（武田悌一氏） 浅尾議員。

◎2番（浅尾三吉氏） 大変いい取組をしているなと思うのですが、今ちょっと確認ですが、現在42.18%でよろしかったですか、三笠市の普及率。42.18と聞いたのだけれども。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（小田弘幸氏） 6月1日現在で42.18%です。

◎議長（武田悌一氏） 浅尾議員。

◎2番（浅尾三吉氏） この普及率について市ではどのように見えていますか。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（小田弘幸氏） 先ほどもお話ししましたけれども、全国平均よりはちょっと低くて、あと北海道平均よりはちょっと高いのかなということで、北海道の中では多少上のほうなのかなということで、やはりこの辺、先ほど浅尾委員もおっしゃいましたけれども、交付税算入等々の関係もございまして、そういった普及率について上がっていくように取組を今後やっていきたいというふうに思っております。

◎議長（武田悌一氏） 浅尾議員。

◎2番（浅尾三吉氏） 皆さん市民が知らない部分もあると思いますので、今言った方法でぜひ周知をまた徹底していただければと思いますけれども、さっき言っていた出生届でカードの案内もしているということで、カードを取得できる人は、とにかく生まれた瞬間からできるということですね。そういうことも、ぜひ何かの機会にまた市民に知らせたらと思います。

それから、様々市民のちょっと知らない、今の含めて、赤ちゃんからもらえるなんてというのが分からない人がいると思います。それから、7,500円分のポイントとかのもらい方も、子供なんか通帳を持っていないから親につなげられるとか、子供、赤ちゃんのやつを電子マネーとはどういうことだとかという部分が分からないと思いますので、そういうところも含めて、今ちょっと確認をお願いします。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（小田弘幸氏） 今、議員がおっしゃったとおり、子供につきましても、マイナンバーカードについては作成ができる。それと、マイナポイントにつきましては

も、親御さんとは別々な電子マネーの媒体になると思いますけれども、そういうものを親御さんが2つ作って、子供さん用、自分用ということで別に作って、子供さん用のマイナポイントについてもそこに付与できるような形になりますので、その辺の啓発というか、そういったものにつきましても、出生届含めてそのときにお話をさせていただきたいというふうに思っております。

◎議長（武田悌一氏） 浅尾議員。

◎2番（浅尾三吉氏） 小学生以上なら子供にもいい啓発になると思いますので、とにかく電子マネーは、カードの名前は子供だけれども、結局親が使えるということで、そういうような形になると思いますので、カードについても正しい知識を与えてもらえればと思います。

それから、こういう7,500円とか合わせて1万5,000円、さらに新しくまた作る人がいるとなったら何となく混雑が予想されますけれども、今言ったとおりにたくさん、役場の窓口だけではなくて、いろんなところにも、先ほども言っていましたけれども、その辺うまく分散するような手配とか、もしかしたら6月30日、平日で木曜日なのですが、まず窓口、役場の混雑が予想されますけれども、そういうことを想定していますか。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（小田弘幸氏） もし仮に6月30日に混雑が想定されるとしたならば、その辺の対応については、今、デジタル推進課という形の中で4月から機構改革でできたという部分もございまして、そこを含めていろいろと応援体制と申しますか、先ほど申しました出張申請等についても、そちらの応援をいただきながら、市民生活課とデジタル推進課と含めて一体となってマイナンバーカードの推進を進めていきたいというふうに考えておりますので、仮に窓口が混雑されたとしても、そこについては大丈夫な体制を取っていきたいというふうに思っております。

それと、先ほど子供のマイナンバーの電子マネーの関係なのですが、子供の名義ではなくて親御さんの名義で、親御さんにマイナポイントがつくやつとは別に親御さんの名義で2つ作って子供のやつをそちらに入れるという仕組みができておりますので、付け加えさせていただきます。

◎議長（武田悌一氏） 浅尾議員。

◎2番（浅尾三吉氏） そういう混雑が予想されるので手続する場所、ネットで見ると、手続スポットということで、郵便局とか、それからイオンの中にもできるという、そこでもできるというような話も載っていたのですが、三笠市の場合どうなのでしょうかね。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（小田弘幸氏） その辺については、郵便局についてはできるというような形でお伺いはしております、ただ、そこはもっとマイナンバーカードを持った上での

マイナポイントの取得という形になっておるものですから、その辺はそういう形になってくると思います。

◎議長（武田悌一氏） 浅尾議員。

◎2番（浅尾三吉氏） とにかくなかなかたくさんのお金がただでというか、手続だけに入るといふことで、大変経済対策になると思いますので、うまく進めてもらいたいと思います。

ただ、マイナンバーカード情報の様々な中で、不安をあおったりする間違っただ情報も中にはありますので、市民が不利益を被らないような対策もお願いして、この質問は終わりたいと思いますけれども、よろしく申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（小田弘幸氏） いろいろとマイナンバーカードにつきましては、市民の方に不安な部分があると思いますけれども、そういった不安の部分を1つずつ説明すると申しますか、そういった啓発等も行いながら、マイナンバーカードの普及に向けて取組をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

◎議長（武田悌一氏） 以上で、浅尾議員の質問を終わります。

（「ありがとうございました」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） この後の一般質問を保留し、昼食休憩に入ります。午後1時から会議を再開したいと思います。

休憩 午前11時35分

再開 午後1時00分

◎議長（武田悌一氏） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を継続します。

4番、只野議員、登壇願います。

（4番只野勝利氏 登壇）

◎4番（只野勝利氏） 令和4年第2回定例会において、日本共産党を代表し、質問させていただきますので、御答弁のほどよろしくお願いいたします。

ロシアによるウクライナへの侵攻は3か月を超え続いており、民間人、子供の犠牲が増えています。ロシアに対し、ウクライナへの主権を踏みにじる蛮行に対し、一刻も早くやめることを求めたいと思います。

このウクライナへの侵略戦争により、世界中でエネルギー、食料を中心に経済が悪影響を受けています。3年も続くコロナ禍の中、経済活動が弱まっています。エネルギー、食料の自給率が低いまま放置されてきた日本では、将来への不安も大きくなっています。昨年からの原油高に続き食品の高騰が続き、暮らしを直撃しています。物価高騰は今後も続き、年金が下げられ、実質賃金の上昇も見込めない中、ますます経済活動が抑えられることとなります。原油高に加え、肥料など原材料の不足と高騰は、生産・製造に影響を及ぼ

し、さらなる物価高騰につながっていきます。原材料調達には円安がさらに拍車をかけることになりかねません。

このように日本経済の見通しは大変苦しいものとなっていますが、三笠市においてはどのような影響になっているのかお聞かせください。

とりわけ年金者が多数を占める状況へ、その認識と併せてお答えください。

その上で、物価高騰、暮らしを守る施策について、午前中とも重なることとなりますが、お聞かせください。

次に、国民健康保険料についてお聞きいたします。

国保が北海道へ広域化されて、いよいよその目的を果たすためという印象を受けますが、どのような変更が求められているのか、時系列を含めお聞かせください。

特に三笠市においては、交付金廃止や算定方式の変更などについてお聞かせください。あわせて、一体、全道統一保険料でどれだけ負担増になるのかお聞かせください。

また、恐らくは激変緩和措置などが施されると思われませんが、それらの中身についてもお知らせください。

保険料増に対する対策についてお聞かせください。

以上、登壇からの質問とさせていただきますので、御答弁のほどよろしくお願いいたします。

◎議長（武田悌一氏） それでは、初めに物価高騰対策について答弁願います。

産業政策推進部長。

◎産業政策推進部長（中原 保氏） まず、私のほうから、市内事業者の関係を若干御答弁申し上げます。

市内の事業者につきましては、コロナ禍において持続化給付金等の国・道からの補助金、支援金の受給、それから、市の支援事業などの活用だとか、あと、それぞれの営業努力によって事業を継続しているところでございます。

本年3月に国が蔓えん防止措置を解除して以降、徐々に人の動きが出始めまして、ゴールデンウィークなんかを見ても、御承知のとおりだと思っておりますけれども、多くの方が観光地や買物などに出るなど、経済の動きが動き始めたようなふうに見えました。ただ、原油価格、それから物価高騰などの影響による負担が増加しまして、依然として厳しい状況が続いております。我々、商工会、それから金融機関、各種団体と随時情報交換を行っております。事業者の状況をそれぞれ把握しているところではございますが、その情報の中では、やはり現状では厳しい状況が続いていると。ただ、危機的な状況であるというのは今のところまだないというような報告を受けてございます。

市としましても、それぞれ各業種における状況を独自で定期的に情報収集を行っているところでございまして、物価高騰等による影響を若干それぞれの業種ごとにお話しさせていただきますと、製造業においては、包装資材や原材料の高騰、商品の運搬費の高騰などのほか、工業団地なんかは工場などの暖房経費の増加が増えていると、その影響が出て

いますということでございます。ただ、今後、やっぱり値上げによりまして、高騰分の対策を行う予定というところもございます。

運送業につきましては、御承知のとおり燃料費が高騰しております。そこで負担が増加しているという部分で、ここの運送業についても値上げによる対応、それから、今、国・道の支援もありますが、まだ足りないということで、国などへの支援要請を随時行っているところという状況でございます。

続きまして、宿泊業につきましては、コロナ前に比べますと、入り込みが8割程度まで回復していると。ただ、ボイラーのやっぱり燃料費等の固定費が増加しているということで、もう少し続くようであれば、やはり価格への転嫁も検討しなければならないというような状況でございます。

タクシー業、こちらについても、今、盛んに報道等もございまして、ガスの値上げがございまして、昨年度と比較しまして、燃料費が2倍近くかかっているというような状態で、今、国交省などの補助も受けてございます。今回、北海道の補助も決定しているところでございます。ただ、やはりその支援額というのは十分でないというふうのがあって、今後も支援額の増額を国に要望しているというふうなお話がございます。

小売業につきましても、やはり包装だとか容器関係の原材料費が高騰しておりまして、価格転嫁について検討せざるを得ないというふうなお店もございます。

建設業につきましても、やはり輸入材等の材料費、それから半導体不足によります備品関係、これが欠品だとか納入未定というものが出てきていると。それから、何か月前かに見積もった時点から短期間で値上がりしているという部材もございまして、少しずつではありますが、影響が出始めている状況というふうなことでございます。

いずれの業種も、やっぱり値上げによる対応せざるを得ない状況というのが多い声でございまして、ただ、価格転嫁し切れない部分もあるということから、今後も物価高騰だとかに係る国だとか北海道の支援制度、それを十分我々も分析して情報収集しながら、それぞれの支援策を十分周知する部分で、あと、市内事業者の影響について、各種団体等と適宜状況を把握しながら、今後、市としてどのような対策が必要かという部分も引き続き検討していきたいというふうに考えています。

私からは以上です。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（小田弘幸氏） 私のほうからは、物価高騰による市民への影響についてということで、回答させていただきたいと思っております。

物価高騰におけます市内の状況につきましては、消費者協会の調査といたしまして、6月の月上旬に燃料の価格動向調査を実施しておりまして、そのときの調査結果としましては、昨年6月段階の状況と比較しまして、灯油の平均値では1リットル当たり94.1円から119.8円となりまして、25.7円、27.3%の上昇と。ガソリンでは、フルサービスの場合146円から166.3円となりまして、20.3円、13.9%の上昇

と。LPガスの場合につきましては、基本料金が2,092円から2,129円となりまして、37円、1.8%の上昇、5立米使用した場合の比較では、4,285円から6,399円となりまして、2,114円、49.3%の上昇という結果になっております。

その他の物価比較につきましては、消費者協会調査としましては例年10月に調査をしていることから、ほかの物価比較については今後の調査になりますけれども、国内における物価の状況については、総務省が発表しています消費者物価指数によりまして、令和4年の3月に前年同月比で1.2%の上昇ということと、それと令和4年4月については、前年同月比で2.5%の上昇という状況にございまして、これは市民だけではなくて国民全体に影響があるものと考えております。

市民に対する影響ということ、著しく影響があるというような状況を判断する要素といたしましては、生活保護の相談というものが考えられますけれども、この状況としては例年と大きく変わらない状況と。それと、ひとり親等の生活苦に係る相談についても現在はない状況となっているほか、あと、社会福祉協議会への生活資金の借入に係る相談の状況につきましても、コロナ禍においてはちょっと一時期増加したことはございましたけれども、現在では落ち着いている状況かなという状況です。

なぜそのような状況があるのかという一つの要因といたしまして考えられることとしては、新型コロナウイルスの感染拡大が始まって以降、国としても様々な支援を行ってございまして、給付金関係としましては、国民全員に1人当たり10万円の給付から始まり、子育て世帯やひとり親世帯、新生児、低所得者の子育て世帯、住民税非課税世帯など、その時々に応じた給付金事業を実施してきているのと、自治体に対しましては各自自治体の状況に応じた対策を行うよう新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を交付いたしまして、本市としましては、その交付金を活用し、プレミアム商品券事業ですとか、飲食店に対するテイクアウト事業や、そのほかにも特別福祉暖房費支援金の給付事業といった対策を講じているのが一つの要因ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

◎議長（武田悌一氏） 企画財政部長。

◎企画財政部長（三好智幸氏） それでは、私のほうから、物価高騰を受けた市民生活の対策と今後の対策という部分で答弁させていただきたいと思っております。

市民生活を守るための対策につきましては、議員おっしゃったとおり、先ほどちょっと浅尾議員のほうの答弁と重複する部分でございます。御了承願いたいと思っております。

国から配分されました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時給付金を中心としまして、本定例会におきましては、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分としまして、物価高騰によって低所得者世帯の生活に関わる一定の経済的負担の軽減と福祉の向上を目的としまして、1世帯1万5,000円の支援を行うほか、生活者支援プレミアム商品券発行事業を実施することによりまして、幅広い生活支援を行うと同時に地域経済の活性化を図れるよう、今回提案させていただいたところでございます。

また、国としての今後の対策についてでございますが、6月7日に閣議決定されました「経済財政運営と改革の基本方針2022」と、いわゆる骨太の方針と言われるものでございます。これで示されているものが、ちょっと読ませていただきますと、「今後も感染症の再拡大やウクライナ情勢の長期化に伴う原油価格・物価の更なる高騰の可能性など予断を許さない状況は続くと思込まれることから、予備費の活用等により予期せぬ財政需要にも迅速に対応して国民の安心を確保する」と、この骨太方針に明記されているところでございます。

本市としましては、このような国の方針、それから北海道の動向に注視しつつ、市内のコロナの感染状況ですとか経済状況、また、社会情勢をしっかりと見極めた中で、市内の各種団体等からの情報を参考にさせていただきつつ、6月補正後の臨時給付金、先ほど御答弁させていただきましたが、4,600万円ほどを基本としまして、総合的に今後対策を検討させていただきたいと考えておるところでございます。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 只野議員。

◎4番（只野勝利氏） 最初に答弁いただいたように、身近にある業者というか事業所でも、やっぱり値上げせざるを得ない、そういう状況に陥っているのだということが理解できましたが、やっぱりそれだけ事業者も、そして利用する消費者も苦しいことになるのかなと思います。

それで、まず市民のことについてというか、状況について説明ありましたが、1点お聞きしますけれども、三笠市の場合は、特に高齢者の割合が多くて大体半分ぐらいが年金生活者ということで、6月から今年度の支給が始まったわけですけれども、0.4%引き下げられたと。大体年間120万円ぐらいの人が5,000円ぐらい下がる、単純計算になると、そういう形なのですけれども、この物価高の中、引き下げられるというのは、やはり相当大変になるのではないかなと思いますけれども、そのあたりの認識というか、どう押さえているのかというのをちょっとお聞きしたいのです。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（小田弘幸氏） 年金につきましては、国の法律の規定によりまして、令和4年の4月から令和3年度に比べて年金額で、先ほどおっしゃっているとおり、月額で原則0.4%引き下げられて、国民年金の老齢基礎年金の満額の方で月額が6万5,075円から6万4,816円と、月額で259円、年額で3,180円の引下げと。それと厚生年金で夫婦2人分の標準的な年金額としましては、月額で2万496円から2万1,959円と、月額で903円、年額で1万836円の引下げとなっております。

以上のことから、年金は一律で引き下げられまして、そういった生活をしていく中では影響があると考えておりますけれども、年金や医療の制度に関することについては、物価の高騰に関することにつきましては、国策として考えるべきことであって、一自治体で解決することは非常に困難だというふうに思っております。

そういったことから、ちょっと長くなりますけれども、国としては今までも特別給付金事業など様々な対策を講じておりました、参考までに物価上昇等の具体的な金額や、今まで国が給付をしてきました給付金を比較してみますと、年金が下がった影響といたしましては、先ほどとも重複しますけれども、年額で1万836円と。そこに総務省が発表いたしました消費者物価指数によりますと、先ほど言ったように令和4年3月段階で1.1%の上昇がございまして、そういった家計調査からの数字になりますけれども、1世帯当たり月額支出が23万4,726円となりまして、そういったもろもろの影響を考えたときに、私どもの試算としましては、総額で2万5,999円が年額でちょっと影響が出ているのかなというふうに思いまして、それと仮に直近の数字が2.5%だとしたときに、それで計算したとしても5万4,000円ぐらいの影響が出るのかなという試算は一応してはいます。

また、一方で、国が今まで給付金による給付事業を行ったという形の中で、1世帯当たりの概算金額になりますけれども、令和2年の5月に全国民に10万円を給付しておりますけれども、そこから始まりまして、今年の2月に給付した高齢者非課税世帯を含む1世帯当たり10万円の給付金までを試算した段階では、高齢者の非課税世帯の1人暮らしについては、20万円ほど給付されているのかなと。2人暮らしの方であれば40万円ほど、また、そのほかに高齢者には昨年12月に特別福祉暖房支援金1万円を支給していますよということと、その次に非課税の子育て世帯については、国からは6回の給付金がございまして、1世帯当たり夫婦と子供が2人いた場合については83万円と、新生児がいた場合については10万円プラスされまして93万円給付されていますと。

次に、子育て世帯の課税世帯につきましては、3回の給付金があり、夫婦と子供が2人いた場合については62万円と、新生児がいた場合については10万円プラスで72万円の給付をしまして、高齢者を含む課税世帯においては、1世帯に2人いた場合、令和2年5月に全国民に給付した10万円の給付金の20万円というふうになっております。

そのほかにも、市としましては、2回ほど30%の割増しのプレミアム商品券ですとか、そういったもろもろの対応をしてきたほか、あと北海道や国としての低所得者の子育て世帯ということで、今回、道議会に提案されていますけれども、プラス1万円6万円というもろもろも含めて、物価高騰対策としましては臨時交付金で7,200万円の配分があったということの中で、本市としましては、1世帯当たり1万5,000円の商品券の配布ですとか、そういったもろもろの政策をやった中で、物価高騰等に対する市民生活の一助になればということで、今回、補正予算を提案させていただいているということで、以上でございます。

◎議長（武田悌一氏） 只野議員。

◎4番（只野勝利氏） ちょっと反論しておきますけれども、これまでの対策というのは、主にコロナに対する対策なのですね。去年の12月から原油高が始まって、物価高騰が続いている。だから、今行われているのはそういう対策も含まれるけれども、最初に1

0万円とかなんとかというのはコロナ対策で、国民に使ってもらってコロナで冷え込んだ経済を立て直そうという、そういう狙いが主なものだったわけですね。ところが、あまり効果が現れないまま、今も物価高になってしまっているわけですよ。先ほど言ったように、これまで1、2月とか、それに対する物価高に対する対策は一応行われていますけれども、今後の物価高に対する対策というのは、まだこれからなのですね。参議院選挙とかもあるから、いろいろ公約が出てくるかもしれませんが。

それで、先ほど言ったように、年金を下げられ、実質賃金もまだ発表になっていないけれども、このままでは上がるような見込みはほとんどないですよ。だから、収入は増えないで、それで物価高が続くと、やはり消費は冷え込むのです。特に低所得者の方は、ほとんど消費に回りますよ、収入が。それを考えて、だから、こう言うてはなんだけれども、三笠の例えば農協の売上げとか、そういうのに貢献しているのは、農協はあまり三笠のあれはないと言うけれども、やっぱり高齢者、年金生活者が支えていると言ってもいいぐらいですよ。だから、そのあたりやはり支えていかないと、経済を立て直せないのではないかなど。そういう認識はどうですか。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（小田弘幸氏） 確かにこれから年金という部分ではさらに引き下げられて、賦課徴収するということは、只野議員おっしゃっていることは間違いありませんし、ただ、私が申しているのは、今までそういった、コロナの影響か分かりませんが、ふだんよりは当然国として対策を打って給付金を出してきていますと。それと、今後、やはり国、こういう物価高、先日報道にもあったのですけれども、今年の夏に、只野議員知っていらっしゃるかも分かりませんが、年金の実質的な引下げの部分について、厚生労働省としてそこを検討していくというお話等々もありますので、やはり年金の問題等々については国の政策かなど。やはり今後そういった物価高を含めて国が全国民に対してその対策等々をやっていくという問題だというふうに思っておりますし、そこを一自治体がカバーし切れるものではないというふうに私は思っておりますので、だから国の動向を見ながら、今後はそういったようなことを含めて状況を判断していきたいというふうに思っております。

◎議長（武田悌一氏） 只野議員。

◎4番（只野勝利氏） 国策ということで先ほどからおっしゃっていますけれども、一地方自治体の問題といえども、本市において、本市だけではないけれども、経済を支えている母体というのは消費者が大きいとすれば、やっぱり年金生活者が大きいということをおっしゃるを得ません。生活を守るし、そして経済を支えるということで、そういう意味でも、そういったところを重視していく必要があるのではないかなどと思います。

それで、ちょっと関連ではないけれども、今までいろいろ経済対策が行われてきたということで、でも、穴があつてと言ったら変だけれども、今まで全然ほとんどされていないのが生活保護者に対する支援ですよ。裁判とかにもなっていますけれども、実際保護費が

下げられて、これはそういう中で、いろいろな支援策はあったけれども、生活保護に対しては全然蚊帳の外で来ているわけでしょう、全体ね。何かあると収入認定につながるからとか、そういう話もあったりするわけなのですからけれども、その辺何か考え。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（小田弘幸氏） 今、只野議員おっしゃったとおり、国としての方針と申しますか、生活保護者に対する収入認定の問題等々がありますので、やはりそこを無視した中で一自治体としてそこに支援するということについては、ちょっといかがなものかなというふうに思っております。

◎議長（武田悌一氏） 只野議員。

◎4番（只野勝利氏） 一地方自治体でも支給しているところがありますよ、そういう。例えば、後で聞こうかと思ったけれども、福祉灯油の支給を生活保護者まで広げているところも結構ありますし、そういう形でやっているところもあります。何ていったって、生活ぎりぎりに置かれているのに、なおさら引き下げられて、食べ物を含め必要なものが買えなくなってしまうという危険性が実際に起きているわけですから。そういう中で国の対策という、国からは何もそういうのはないわけでしょう。先ほどちらっと聞いた、道のあれで生活保護も対象にするとかしないとかという話何か出ているとかとありましたけれども、以前、何かのときの支給か何かで、生活保護者がそれに申し込んで支給されたら、収入認定に引っかかりますから次の支給日でその金額を返してくださいと言われたことがあったのですね。そういうことはやっぱりないようにしていただきたいなど、これは関係ないけれども、そういうふうに思うのですけれども、それについてはどうですか。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（小田弘幸氏） 福祉灯油につきましては、国としては冬季加算という形の中で実施している部分がございますし、生活保護という形になりますと国の基準という部分があるものですから、その辺については、やはり国の基準という形の中で私どもが判断した中で、そういった対応をしているということだというふうに思っております。

◎議長（武田悌一氏） 只野議員。

◎4番（只野勝利氏） 先ほど一自治体でできないという話があったから、やっているところありますよという話をしたわけですよ。冬季加算といたって、冬季加算だって下げられているわけでしょう。期間は長くなったけれども、総額で引き下げられているわけだから。それで、原油高が起きても上がることはないわけですからね。だから、その穴とか、そういうことをするのも自治体の役割なのではないですかということでも聞いたのですけれども。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（小田弘幸氏） やはり国としてその辺はしっかり考えていただければなというふうに私ども思っておりますし、そこは一自治体の中で本当に私たちの財政的な部分を含めたその辺については、やっぱり国が対応していただければというふうに思っ

おります。

◎議長（武田悌一氏） 只野議員。

◎4番（只野勝利氏） 国が何とかしてほしいというのは、それはみんな思うのですよ。私もそう思いますから。本当にいろんなことを含めて本来国がやるべきではないかとは思いますが、先ほど言ったように、一地方自治体とさっき言ったから、ほかの自治体でもやっているところありますよということでした。それに対して別に回答はなかったけれども、ただ、こればかりやっているとしようがないので終わりますけれども、最後に福祉灯油は今年はやるのですよね。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（小田弘幸氏） その辺の関係につきましては、いろいろと多分国のほうとしても、いろんな対策が出てくるのではないかなというふうに思っておりますし、そういった全体的なやはり状況を見させていただいた中で、判断をさせていただきたいというふうに思っております。

◎議長（武田悌一氏） 只野議員。

◎4番（只野勝利氏） ぜひ、私から以前もったいぶってと言われてというのもあったと思いますけれども、そういうふうに言われたいように対策を取っていただきたいなと思います。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 次に、国民健康保険料について答弁願います。

総務福祉部長。

◎総務福祉部長（小田弘幸氏） 続きまして、国民健康保険料についてということで、広域化の影響についてということで、交付金の廃止に伴う影響についてということをお答えさせていただきますけれども、広域化の基本的な考え方としましては、令和2年12月に改定されました北海道国民健康保険運営方針では、令和12年度をめぐりに、統一保険料率といたしまして、北海道内どこに住んでいても同じ保険料となることを目指してございます。そのため、市町村間で保険料を平準化いたしまして、全市町村の保険料が同一となるよう保険料率の統一ですとか、資産割の廃止が見込まれております。

本市のこれまでの保険料の状況としましては、退職者医療制度の廃止に伴う影響の緩和策といたしまして、平成23年から国の特別調整交付金が交付されて、令和4年までの12年間の合計で7億7,089万6,000円が交付されております。その影響もございまして、平成16年度以降、保険料率を据え置いておりますが、この特別交付金が令和4年度をもちまして終了となって、今後この交付金を歳入として見込めなくなることから、この分が影響として出てくるのかなというふうに考えております。

令和4年度の予算としましては、計上している金額としては2,531万5,000円となっております。予算時の被保険者数が1,780人になっておりますので、1人当たり換算した場合1万4,220円となりまして、この金額が影響してくるのかなという

ふうになっております。

それと、全道統一保険料の考え方という形で答弁をさせていただきますけれども、令和12年度をめどに全道どこの市町村に住んでいても統一した保険料に取り組むということで、そこは取り組む必要があるというふうになっておまして、現在、北海道から示されている令和12年度の統一保険料といたしましては、全て年間の率や金額になりますけれども、所得割が12.84%。均等割、これは1人当たりですけれども4万5,116円。平等割、これは1世帯当たりになりますけれども4万5,122円。資産割がないという形の中で示されておまして、本市の現在の保険料率といたしましては、所得割が10.73%で、均等割で2万9,300円、平等割で2万9,900円、資産割で40.2%となっておまして、統一保険料との差としましては、すなわち今後引き上げなければならない率や金額としては、所得割で2.11%の引上げ、均等割1人当たりが1万5,816円、平等割といたしましては1世帯当たりが1万5,222円、資産割については廃止ということで、令和12年度の統一に向けまして、令和5年度から保険料率の改正を行っていかなければならないという状況になっております。

令和12年度までに、どのように統一保険料まで進めていくかにつきましては、現在、様々なパターンで試算を行っているところをごさいます。現段階においてちょっとお示しできる状況にはないのが現状です。基本的な考え方としましては、基金の状況や必要性を考慮した中で、段階的に引き上げていく方向性で進めてまいりたいというふうを考えております。

それと、保険料の引上げの対策についてということで答弁させていただきますけれども、本市としましては、統一保険料に向けて今まで歳入として見込んでおりました先ほどの特別調整交付金の減額も考慮した中で、標準保険料率の引上げに向けまして、北海道とも協議しながら被保険者に与える影響も考慮しながら、基金の活用を踏まえ、段階的な引上げについて慎重に検討していきたいというふうになっておまして、

以上でございます。

◎議長（武田悌一氏） 只野議員。

◎4番（只野勝利氏） 最初に、何かあまりはっきりしなかったもので、一体そうしたら平均で幾ら上がるのということをはっきり聞きたいので。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（小田弘幸氏） 先ほどの平等割、均等割の部分が一律に上がるという形の中と、それと所得割の部分が一律上がるよというパーセンテージはあるのですけれども、ちょっと具体的にお話をさせていただきたいと思っておりますけれども。

例えば、69歳で単身世帯で所得区分としては所得がない方、それは遺族年金を受給されている方で固定資産税をお持ちでない方の場合については7割軽減に該当しまして、年間の現在の保険料が1万2,800円、令和12年度の保険料が2万2,200円で、年間9,400円の増と。月に換算しますと783円の増、率にいたしますと73.4%の増と

いう形になります。

次に、夫婦2人世帯で年金収入が年間150万円程度で、所得区分としましては40万円程度の方で、これも7割軽減に該当いたしますけれども、これも固定資産税をお持ちでない方の場合につきましては、年間の現在の保険料が1万8,500円、令和12年度の保険料が3万3,100円で、年間1万4,600円の増、月に換算いたしますと1,217円の増で、率にすると78.9%の増と。

あともう一つ、45歳程度と申しますか、働き盛りの方、それと夫婦と子供2人で給与収入が500万円程度の場合、所得区分は350万円程度になると思うのですが、その場合、現在の保険料が40万9,300円、12年度の保険料が54万6,200円で、年間で13万6,900円の増ということで、月換算にしますと1万1,480円の増と、率にいたしますと33.4%の増となります。

ただ、固定資産税をお持ちの方で、固定資産税を払っている方につきましては、これについては逆に下がったりですとか、固定資産税の率40.2%ですか、そういった部分がありますので、下がったりする方もいらっしゃるし、ちょっと場合によっては上がったりと、そういうような状態が出てくるという状況です。

◎議長（武田悌一氏） 只野議員。

◎4番（只野勝利氏） 7割減の人でも大体倍以上上がるということになるわけですね。三笠の場合、7割減とか2割減とかはどのくらいいらっしゃるのですかね。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（小田弘幸氏） 軽減適用の方の割合につきましては、7割軽減の方で44.7%で、5割の方で19.6%程度、2割の方で10.7%ということで、全体の75%程度という形で減額になっております。

◎議長（武田悌一氏） 只野議員。

◎4番（只野勝利氏） 全体の75%の人が、消費税ではないですけども、負担感という意味では、例えば何千円かの負担でも、やっぱりずっしりきますよね。さっきの話ではないですけども、こんな物価高騰の中で言えば、もっともっとそうなるわけですし。

それで、ちょっと感想ではないですけども、三笠市は、先ほど交付金の話があったけれども、それを活用にすることによって低く抑えられてきた。それで、その成果という評価もあると思うのですが、納付率とか資格証明書の発行とか、短期保険証の発行、滞納率というか、そういうのも低く抑えられて、低いというか、好成績というか、道としてそういうあれがあるような気がするのです。その辺どうですかね。どう押さえていますか。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（小田弘幸氏） 医療費の状況等については、三笠市が非常に高いという状況、全道で多分5番目ですね。

そして、資格認定証の関係はちょっと押さえていないので、申し訳ございません。

それと、あと年間保険料については、先ほどの交付金等々あった影響等々もありまして、保険料については下から3番目の額という形の中で、医療費は高いのですけれども保険料が安いという今までの状況があった部分があるものですから、なかなか統一保険料になりますと、一気に上がるというようなふうに見えてしまうのだなというふうに思っております。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 只野議員。

◎4番（只野勝利氏） 資格証明書とか分からないなら、滞納率とかは分かるでしょう。それも分からない。

（「ちょっと押さえていないです」の声あり）

◎4番（只野勝利氏） 押さえていないですか、これは聞いていたのだけれども。以前の資料だとやっぱり高い、九十何%とか、納付率とかであれしたらそうだし、資格証明書とかも年間で1人とか2人とかという形でずっと来ていたと思うのですよ。だけれども、やはり保険料が高くなったら、資格証明書を発行したりとか短期保険証に切り替えざるを得なくなったりとか、そういう人が増えるのではないかなという懸念もあるのですけれども、その辺どう押さえていますか。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（小田弘幸氏） 今現在その中で令和12年度の対策といたしまして、今回の補正でも出しておりますけれども、基金残高額として4億2,000万円程度、そういった部分を活用した中で、令和12年度までにつきましては対策等を行った中で引上げに関する段階的な部分を踏んでいきたいというふうに思っておりますので、その辺を加味した中で、ちょっと収入率が下がるですとか、資格証明書の部分がどうなるかという部分については、その辺の推移を見たいなというふうに思っております。

◎議長（武田悌一氏） 只野議員。

◎4番（只野勝利氏） 経緯を見るだけです。そうしたら、それに、段階的に引き上げるといっても、結局引き上げる幅は減るわけではないでしょう。

それと、基金活用と言いましたけれども、今、大体基金5億円以上あると思うのですけれども、大体どのくらいまで使えるというふうに押さえているのですか。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（小田弘幸氏） 今、北海道の考え方として、基金がもつのかもたないのかとかという部分を含めて、残していいのか残して悪いのかという部分も含めて、その辺については調整中という部分もあるとは思っておりますけれども、基本的に本市としては、私たちの基金という部分があるものですから、その辺、保険料に沿っていくのか、それとも若干残しておいた中で国民健康保険の方たちの保健事業として使っていくのかという形の中で、その辺、今、財政推計をした中で考えていきたいなというふうに思っております。

◎議長（武田悌一氏） 只野議員。

◎4番（只野勝利氏） よく言われるのが、高額な医療費が発生して、それで1億円とか以上かかってしまう、保険料以外のか、そういうので負担せざるを得なくなるから、基金で残さなければいけないのだということもよく言われるのですけれども、ただ、以前はたしか3億円ぐらいで推移していたものが最近どんどん増えていて5億円ぐらいまで増えているのですけれども、基金はやっぱり活用すべきではないかなと。先ほど何か基金も取り崩すというような話ししていたけれども。

私、いろいろ先ほどから言っていますけれども、結局、段階的にしても上がるのは変わらないわけですよ。もしかしたらもっと増えるかもしれないですし、もう8年後とかになるから、医療費とか年齢構成とかいろいろなものが変わって増えるかもしれないのですけれども。だから、三笠市は保険料、さっきの助成交付金というかがあったおかげで低く抑えられてきたのだけれども、今でも結構多くの自治体では法定外繰入れをして、保険料を抑えているところが多いわけですよ。多分、それはこのまま続けるのではないかと。道に納めるお金はそのままとしても、そういう法定外繰入れは続けるのではないかと思われまますけれども、三笠市では、その法定外繰入れとか、そういう考えとかはないのでしょうか。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（小田弘幸氏） 令和12年度以降の統一した保険料の部分につきましては、今のところ北海道の考え方としては、法定外繰入れは各自治体駄目よと、そういうふうにちょっと話は聞いておまして、ですので私どもといたしましても、令和12年度以降の法定外繰入れについては、そこは考えていないと申しますか、やはり国民健康保険の会計は会計としてそういった収入と支出をきちんとやるべきであって、一般の国民健康保険外の方たちがそれを負担するということについてはいかがなものかなというふうに思っております、したがって法定外繰入れについては考えていないという、そういう状況でございます。

◎議長（武田悌一氏） 只野議員。

◎4番（只野勝利氏） 別に道は、今でも法定外繰入れを認めているわけではないのです。やめるべきだと言っているわけですよ。自治体に圧力をかけていますね。けれども、せざるを得ないからしている自治体が多いということで、だからやっぱりそういう中でこういう統一保険料を打ち出して上がる、下がる自治体も確かにあるかもしれないのですけれども、健康保険、皆保険とかよく言うけれども、やっぱり全員が加入してこそその保険制度であるわけで、そういう意味で、医療費についても、やはり気軽に病院に行って早期発見、早期治療ということがなければ高止まりになってしまうわけで、そういう意味で言えば、資格証明書になって先に10割負担してからということとかになると、やっぱり病院に行かなくなってしまうという人が増えるのではないかと思うのですけれども、その辺どうですか。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（小田弘幸氏） 法定外繰入れの部分につきましては、やはり国民健康保険料の部分については独立という形の中で、そこは法定外繰入れをしないで国民健康保険会計の中で賄うべきだというふうに思っておりますので、私どもとしてはそういう考え方でいきたいなというふうに思っております。

◎議長（武田悌一氏） 只野議員。

◎4番（只野勝利氏） だったら、広域化の意味だっていないのではないのですか。国保会計を自前でつくって自前で賄ってきたということを言うのだったら、これ何か広域化のメリットというか、そういうのはどこにあるのですか。

◎議長（武田悌一氏） 副市長。

◎副市長（右田 敏氏） 市町村国保につきましては、只野議員御承知のとおり、財政状況というのは非常に厳しくなってきていると。

というのは、管理者の構成比の問題だと思います。というのは、他の被保険者の健保関係につきましては、若年層、そして一定の収入のある方が入っているものですから、おまけに若年ということで、健康関係についてもなかなか病院にかからないで済んでいるということです。ただ、市町村国保の場合は、自営業の方、また、農業等、あと一定の会社員を退職なさった方、それと後期に移るまでの間の方になりますから、その方々につきましては、やはり年齢とともに病院にかかる率も高くなってきているということで、給付の負担がかなり増えてきているということです。その被保険者が狭い中での、あと、そのまちの所得構成によっては保険料というのはまちまちで、財政状況がかなり厳しくなってきているということがありますので、やはり広域化して医療費の平準化、それと保険料の平準化をしていかなければ、どこの市町村国保ももたないということがございます。

それで、今回、平成30年から法改正によりまして、都道府県と市町村が共に被保険者となりまして、都道府県が広域の主導権を握りながら標準保険料率を定めて運営していくということになりますから、長く見ていく中では、やはり広域化しなければ国保財政がもたないということになりますから。

たまたまうちの当市の場合、過去の制度改正、古くは老人保健法から始まるのですが、そのときにも、国が想定している70歳以上の方よりも被保険者が非常に多かったということで、その制度改正による交付金がたくさん当市に入ってきましたので、その負担が少なくなっていた。それと、その次に制度改正、大きなものとしましては、退職者医療制度、これがございました。これは年金受給者の方が保険のほうにシフトしていくということで、かかった医療費から保険料を差し引いた分が他の保険者が負担するというようになりますから、当然一般国保よりも有利な制度になっていたということで、当市とか産炭地の市町村につきましては、比較的財政状況が安定していたと。ただ一方で、退職者医療制度等の管理者が少ない自治体につきましては、従来どおり財政状況が非常に厳しい運営になってきて、赤字の自治体はかなり増えてきたというような状況がございますので、国のほうでその辺の改正も踏まえて、後期と前期という制度をつくりながら、退職者医療制度

を廃止しまして、そして広域化に持っていつているということですから、今後の国保運営の中では、広域化は絶対必要だということでございます。

◎議長（武田悌一氏） 只野議員。

◎4番（只野勝利氏） だから、今説明があったように、先ほどもあったように、三笠は高齢者が多くて、医療費が高く、必要になっている。それでも保険料を安く抑えられているのは、基金の活用が必要だったからでしょう、それは制度を維持するために。三笠も赤平も夕張もだけれども、一気に産業構成とかが変わって、そういう中で、いわゆる一次産業とか、そういった感じがメインの国保の加入とかそういうのではなくて、構成が低所得で退職者というか、そういう形が多く占めたから。でも、それが何かあまり代わり映えないまま経過しているわけでしょう。三笠市も、そんな構成で一次産業者とか商工業者の人が増えているわけではないでしょう、比率的に。どうですか、その辺。

◎議長（武田悌一氏） 副市長。

◎副市長（右田 敏氏） この場で言うべきかどうかということはありませんけれども、当市だけで言いますと、広域化といいますか、制度改正はあまりしていただかなくても運営状況としましてはいいということです。ただ、先ほど部長が答弁したように、交付金がなくなってきたということで、令和4年度で2,500万円が入りますけれども、来年以降の見通しがないということで、単純計算でいきますと被保険者当たり1万4,000円の増になりますから、これからはかなり厳しくなるということです。

ですから、今持っている基金を料率改正しないで令和12年までどういう形になるかというふうにいきますと、途中でなくなります。そうしますと、激変緩和もなく標準税率にいきなり上げなければならないということになったら、もっと皆さんの負担が大きくなりますので、やはりそれは私どもとしては避けるべきだというふうに考えていますので、段階的な料率改正をして、市民の皆さんに御理解をいただきながら運営していきたいというふうには考えてございます。

（「終わります」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） よろしいですか。

以上で、只野議員の質問を終わります。

これもちまして、通告のあった質問は終了しました。

◎日程第17 議案第34号から議案第43号までについて（
総合常任委員会付託）

◎議長（武田悌一氏） 日程の17 議案第34号から議案第43号までについてを一括議題とします。

前回の議事を継続し、一括して質疑を受けます。質疑のある方は御発言願います。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第34号から議案第43号までについては、総合常任委員会に付託いたします。

◎休 会 の 議 決

◎議長（武田悌一氏） 休会についてお諮りします。

議事の都合により、6月21日から6月23日までの3日間、休会したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 異議なしと認めます。

6月21日から6月23日までの3日間を休会することに決定しました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

◎散 会 宣 告

◎議長（武田悌一氏） 本日は、これをもちまして散会します。

御苦労さまでした。

散会 午後 2時03分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員